



MIN-IREN 憲法 Café vol.1

2016年10月号外

[民医連新聞発行所]全日本民主医療機関連合会 [発行人]岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp

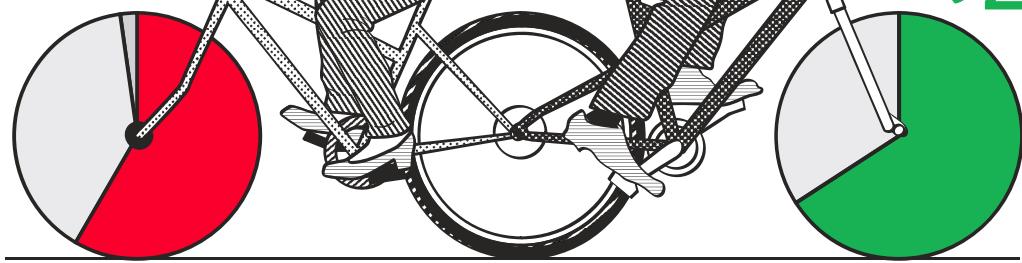
今の憲法がいい

国民の過半数

55%

国會議員の

3分の2



*朝日新聞 2016年5月3日付より作成

憲法変えたい

このところ、「改憲(カイケン)」という言葉がメディアをぎわせています。今年7月の参議院選挙で、改憲勢力(今の日本国憲法を変えようと主張している政党・政治家)が、3分の2の議席を得たからです。なぜ「3分の2」か?それは憲法を変えることのできる条件だからです。

日本国憲法第96条(改正の手続、その公布)
『この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする』

ところで、参議院選挙後のマスコミ各社の世論調査では、どの調査も、「憲法改正に反対」の国民が50%前後で、「改正に賛成」を大きく上回っています。『信濃毎日新聞』の長野県民世論調査(8月9日)では、参議院選挙で改憲勢力が3分の2を超えたことで「『改憲が支持された』とは思わない」とする人が72%にのぼり、特に「憲法9条改正反対」が60.3%に及んでいます。事実、選挙中に安倍首相や政権与党の人たちは、「憲法をどう変えるか」についてはまったく語りませんでした。

安倍首相は、前々から、自分が総理大臣であるうちに憲法を改正することを公言しています。選挙中に何も語らなかつた首相は、選挙直後の記者会見でこう言いました。

「いかにわが党の案(自民党改憲案)をベースにしながら3分の2を構築していくか。これがまさに政治の技術です」

国民の過半数は憲法を変えなくていいと考えているのに、改憲勢力は「3分の2」をチャンスとして本格的に改憲に着手……。こんな状況のなか、私たちも、「なぜ改憲なの?」「憲法のどこをどう変えるの?」憲

法が変わったらどうなるの?など、あらためて考え方語りあってみましょう。

題して「MIN-IREN 憲法 Café」。これから、テーマを決めて、シリーズで考えます。改憲そのものについては、まとめて次回以降取り扱うとして、まずは、今の日本国憲法が私たちのくらしや仕事にどう関わっているか、見てみることにします。

8万人以上の職員が学んだ

昨年の憲法学習大運動

【立憲主義】 国民の自由と権利のために、権力を縛ること。

憲法というのは、どんな人も生まれながらに持つている個人としての尊厳と権利を確認し、国家権力に向けて、それを守るために政治を行なうことを求めるものです。この「立憲主義」によって、私たちの自由や権利が守られています。

だから日本国憲法の条文もそのような主旨でなら

初めて憲法を学んだ。
こんなに大事なものだ
ということを知らなかつた。今私たちの
生活は憲法によって守
られている。私たちの
医療や社保活動の根柢
は憲法にある。

憲法は国民を縛るのではなく、権力を縛るためにある
ことを初めて知った。

自民党改憲案のような内容で憲法が変えられれば恐
ろしい。あとになってから、知らなかつたとか無関心
だったとか勉強不足だったでは済まされない。

んでいます。大ざっぱに言えば、前半(前文から第3章)で國民主権、平和、基本的人権といった國民の自由と権利の保障について述べ、後半(第4章以降)で國家権力のしくみとあり方について書かれています。つまり、憲法を守る義務があるのは國家権力の側にいる人たちです。

日本国憲法第99条(憲法尊重擁護の義務)

『天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。』

小児科医療に携わり30年近くになる。
外来に来る子どもたちは、自分の孫のよ
うにかわいい。毎日子どもたちに元気を
もらひながら診療している。そういうな
かで、お金がないために定期受診を中断
したり、ワクチンを受けることができな
くて、インフルエンザ脳炎で亡くなつた
りと、貧困問題に遭遇する場面が多く
なつた。

現在の日本においては、子どもの六人に一人が相対的貧困であり、また一人親家庭での貧困率は50%を超えて
いるが、現実には貧困がなかなか表面化せ
ず、他人にも相談できず、一人で悩み苦し
むために問題がより深刻化している
ようみえる。忙しい小児科外来では子
どもの抱える問題に気付きにくいや、気
になる患者さんがいた時、少し時間をか
けて家庭の様子などを伺うことであぶ
り出しじように少しずつ問題が浮
き上がつてくる。

共働きなのに父親が育児に協力してくれず、母親が育児で仕事、育児に悩み苦しんでいる。母子家庭においては、勤務の母親が多く、生活が苦しく、「子子どもが病気をして仕事は休めない」入院させられない」と訴える。母親の両親は共働きで、両親ともお頼いできない。近所の人とのかわりも薄く近所の人にも頼めない。病児保育はお金が高くて預けられない。イクメンパパが世の中では話題になつていてが、現実には、母親の労働する姿しか見えてこない。子どもたちは社会の財産であり、日本の将来は子どもたちにかかる。日本政府は子育てにお金をかけている。だから安心して子育てができるよう、お金持ちや大企業が優遇される税制の問題、非正規雇用や労働時間など働き方の問題最低賃金の問題などを改善し、子育て、教育、医療、福祉などに十分にお金が分配されることが喫緊の課題である。

個人としての尊重、生命・自由・幸福追求の権利、男女の平等、といった憲法の理念を、社会の隅々に具体的に行き渡らせる必要性を、日常診療の中に痛感している。

(鹿児島生協病院・小児科医 玉江未広)



憲法があるか
「それおかしい
つて言えるし
たたかえる

人に誰もいか個人として尊重され命が守られ自由に幸せを求めて生きていくことを願っています。そのことを日本国憲法は最も大事な人権として確認し政治の最優先課題と位置づけています（憲法は3条個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）。そしてその条件は平和であること（憲法前文、9条）と健康で文化的に生活すること（憲法25条）です。だから政治に携わる者は人々から預かった税金を、軍事ではなく福祉の向上に使わなければなりません。

す。そういう人々によって、憲法の理想と正反対の現実が引き起こされているのです。たとえば……。

安保関連法（戦争法）が成立し、「海外で戦
できる国づくり」がすすめられています。
は削られ続けています。人間らしく生き
ことそのものの危機が広がっています。

時給6千万円、法人税ゼロ…
憲法をじやまと考える

「ふふ、つづ、こいつはもう少し、
生きる国がめざされ、大企業や富裕層は戦
最大の利益を更新する一方、経済格差が

子が、豊かな国であるはずの日本で6月
一おかしくはないにこ飴が食へられずか
かりに貧困とからしの困難が多くの人々
苦しめています。しかし国の社会保障費

1人もしない異常事態」同志社大学教授の源矩子さん「経済学」の言葉です。

貧困率16%、世帯所得から国民一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べたときに真ん中となる人の額の半分に満たない人の割合で、日本はいまや世界でトップクラス。一人一世帯で約12.5万円、2人一世帯で約15万円、4人世帯で約25万円です。働いても貧困状態を解消できないワーキングアーティストが2千万人を超え、65歳以上の高齢者の貧困率は22%まで上がります。世論調査で「生活が苦しい」と答える国民は6割を超える。ところが、従業員にブラックな働き方をすることで有名な大手衣料品会社の会長は、政府の経済政策の恩恵を受け、3年間で株で1兆5千億円もつけました。

「時給」にして何と6千万円です。また、ある大手自動車メーカーは大企業を優遇する税制を活用し、2009年からの5年間、法人税を1円も払っていません。政権与党への巨額の献金が効いているのでしょうか。世界3位の経済力がある日本、やっぱり「おかしい」って言わざるをえません。

こうした格差と貧困は仕方のないことでもあります。医連のある県連が行った生活保護受給者生活実態調査では、貧困は自己責任ではなく、「もともとならない」社会の問題が原因であることが、あらためて明らかになりました。

受給のきっかけの大半が、「病気」「会社の倒産」「失業」などです。しかもその生活はどうにもならない社会の問題が原因です。そして、冠婚葬祭などの地域でのお付合も「健康で文化的」とは言えない人が圧倒的です。そこで、ローン地獄が卒業後の長期にわたって続いているのが、社会的孤立を余儀なくされています。

またこうした生活保護基準以下の生活を強いられないながら、生活保護を受けることができない人が急増しています。

経済格差は、「病人が患者になれない」「患者になつても手遅れ状態」といった健康格差です。あるいは「進学をあきらめざるを得ない」です。そして、ローン地獄が卒業後の長期にわたつて続いているのが、社会的孤立を余儀なくされています。

く」という教育格差にもつながっています。日本の大学生の2人に1人が奨学金を借り入れ、その平均は300万円で利子付き。給付制の奨学金制度がないのは先進国で日本だけです。

がんばる国民を励ます
日本国憲法のメッセージ

世界の多くの国々が、教育費など原則無料または超低負担にして日本の現実は、そんな世界の流れらいつても、あまりにも異端でそのままに稅金の集め方を使い方つまり政治力です。それだけにたくさんの人のがい力に立ち上がり声をあげています。「戦争法反対」「立憲主義救れ」とでもも殺せない「みんなのくま」を使え「介護職の待遇改善を」「医療費増収に対する給付制の奨学金制度拡充に対する大企業充實法」税負担を「消費税増税反対」などです。

自分たちの努力で、平和と自由の社会をつくることを追求する熱い力と、それを許さず、憲法を社会とくらしに生かそうとする国民のたなかいです。

ます。
日本国憲法第97条
(基本的人権の本質)
『この憲法が日本国民に保障する基
本人権は、人類の多年にわたる自
由獲得の努力の成果であつて、これ
らの権利は、過去幾多の試練に堪へ
現及び将来の国民に対し、信すこ
とのできない永久の権利として託
されたものである。』

日本国憲法第97条
（基本的人権の本質）
『この憲法が日本国民に
本人権は人類の多年
由獲得の努力の幾果で
らの権利は過去幾多の
現在及び将来の国民に
とのできない永久の権利
されたものである。』

に保障する基
本にわたる自
由が、これ
試練に堪へ、
対し、侵すこ
利として信託

私の人生を変えた 日本国憲法との出会い

た。私にとって日本国憲法は人間の歴史が前に進むことを教えてくれる希望の存在です。

それなら私は、このすばらしい日本国憲法を本物にするため闘うたくさんの人たちを励ますことができる弁護士といつぱり職業に就きたいと思うようになり、自分は夢を見つけることができました。自分は弁護士として権利のために立ち上がった人々と聞いてから、日本国憲法の希望を伝えたいと思いつ講演活動などに取り組んでいます。憲法との出会いは私の人生を180度変えてくれた出会いでした。

弁護士・白神優理子プロフィール
神奈川県生まれ。本郷木村
で生まれ育ったので、基地、市内に開
より関心をもつ。和光高校在学中
平和ゼミナールを中心し平和活動
などの平和像をくぐる文や東京高
いの美濃貴民登るを務める。
日本国憲法の精神である平和
実現し困っている方のために法律
と決意し、弁護士を志す。2011
土登録、八王子合同法律事務所所

軍基地の近く
しては、幼い頃
中から、高校生
勤。世界の子ども
校生平和のつ
に取り組む中
と民主主義を
律を使いたい
属。

ではないかと漠然と考えていました。